

# 労働者災害補償保険制度 について

平成 23 年 9 月 30 日  
労働基準局労災補償部労災管理課

## 労働者災害補償保険制度の概要

### 背景・趣旨

- 労働者災害補償保険制度(以下「労災保険制度」という。)は、労働者災害補償保険法に基づき、労働者の業務災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としているもの。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく無過失災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険制度が実質的に事業主の無過失災害補償責任を担保する役割を果たしているもの(労働基準法第84条)。

### 仕組み

- 労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用。  
※ただし、農林水産の事業の一部は、暫定的に任意適用事業となっている。
- 費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

### 【主な保険給付】

療養(補償)給付・・・必要な療養を給付  
休業(補償)給付・・・休業1日につき給付基礎日額の60%を支給  
障害(補償)給付・・・障害が残った場合に年金又は一時金を支給  
遺族(補償)給付・・・遺族に対し年金又は一時金を支給

※ 給付基礎日額一原則として、給付事由発生日以前の直近3か月の平均賃金

### 【社会復帰促進等事業の概要】

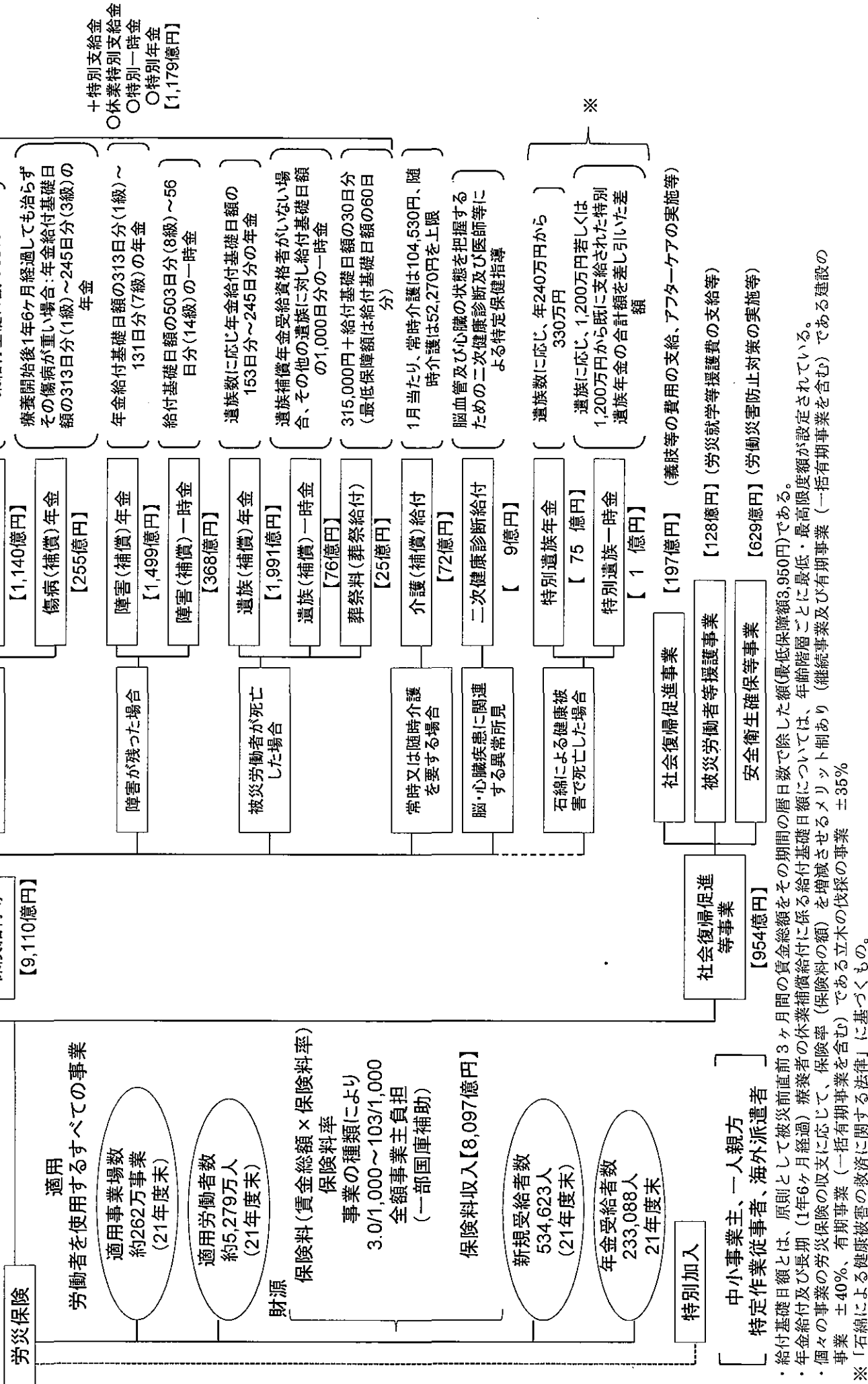
社会復帰促進事業・・・特定疾病アプターケアの実施・車いす等の支給 等  
被災労働者等援護事業・・・被災労働者の遺児等への労災就学等援護費の支給 等  
安全衛生確保等事業・・・アスベスト等による健康障害防止対策、過重労働・メンタルヘルズ対策  
倒産した企業の労働者のための未払賃金の立替払事業 等

### 基本データ

#### 【労災保険制度の現状】

適用事業場数	約262万事業場(平成21年度末)
適用労働者数	約5,279万人( " )
新規受給者数	534,623人( " )
年金受給者数	233,088人( " )
保険料収入	8,097億円(平成23年度補正後予算額)
保険給付等	9,110億円( " )
社会復帰促進等事業	953億円( " )
保険料収納率	96.49%(平成21年度)

# ○労働者災害補償保険制度の概要 (平成23年度第2次補正後予算)



※「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づくもの。

- ・給付基礎日額とは、原則として被災前直前3ヶ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額(最低保障額8,950円)である。
- ・年金給付及び長期(1年6ヶ月経過)療養者の休業補償給付に係る給付基礎日額については、年齢階層ごとに最低・最高限度額が設定されている。
- ・個々の事業の労災保険の収支に応じて、保険率(保険料の額)を増減させるメリット制あり(継続事業及び有期事業(一括有期事業を含む)である建設の事業 ±40%、有期事業(一括有期事業を含む)である立木の伐採の事業 ±35%)

## 労災保険給付一覧

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付 療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）。	必要な療養の給付	/
	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）。	必要な療養費の全額	/
休業補償給付 休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害（補償）給付	障害補償年金 障害年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 （障害特別年金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 障害一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 （障害特別一時金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族（補償）給付	遺族補償年金 遺族年金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき。	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別年金） 遺族の数に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族補償一時金 遺族一時金	(1) 遺族（補償）年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族（補償）年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別一時金） 算定基礎日額の1000日分の一時金（ただし(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額）

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
葬祭料 葬祭給付	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。	315,000 円に給付基礎日額の 30 日分を加えた額（その額が給付基礎日額の 60 日分に満たない場合は、給付基礎日額の 60 日分）	
傷病補償年金 傷病年金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後 1 年 6 ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度により 114 万円から 100 万円まで の一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定 基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金
介護補償給付 介護給付	障害（補償）年金又は傷病（補償）年金受給者のうち第 1 級の者又は第 2 級の者（精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者）であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、104,530 円を上限とする）。 ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 56,720 円を下回る場合は 56,720 円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、52,270 円を上限とする）。 ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 28,360 円を下回る場合は 28,360 円。	
二次健康診断等 給付	事業主が実施する定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目（血圧、血中脂質、血糖、肥満度）の全てについて異常の所見があると認められたとき。	(1) 二次健康診断 1 年度内に 1 回に限る。 (2) 特定保健指導 二次健康診断 1 回につき 1 回に限る。	

注 1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、通勤災害に係るもの。

注 2) 表中の金額等は平成 23 年 4 月 1 日現在。

注 3) 給付基礎日額とは、原則として被災前直前 3 カ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額（最低保障額 3,960 円 平成 23 年 8 月 1 日から）である。

# 事業主の皆さまへ

お支払いいただいた労働保険料は、各種労災保険給付や雇用保険給付などに使われています。  
以下、平成21年度の実績をお知らせします。

## 労災保険料

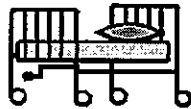
平成21年度の労災保険料収入(約1兆2,014億円)は、  
労災保険給付費や社会復帰促進等事業など、以下のように使われています。

### ① 労災保険給付等 (8,614億円)

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷したり、病気にかかったり、亡くなった場合に、被災労働者や遺族を保護するため、必要な給付を行っています。

平成21年度は、約53万人に新規の療養補償給付や休業補償給付を行い、また、約23万人に労災年金を給付しました。

具体的な給付とそれぞれの給付総額は、右の通りです。



保険事故	種 類	金 額	構成比
	合 計	8,614億円	100.0%
負傷 疾病	療養補償給付	1,926億円	22.4%
	休業補償給付	1,433億円	16.6%
	傷病補償年金	492億円	5.7%
障害	障害補償一時金	497億円	5.8%
	障害補償年金	1,680億円	19.5%
死亡	遺族補償一時金	206億円	2.4%
	遺族補償年金	2,276億円	26.4%
	葬祭料	25億円	0.3%
その他	介護補償給付	71億円	0.8%
	二次健診等給付	7億円	0.1%

### ② 社会復帰促進等事業 (919億円)

被災労働者の円滑な社会復帰の促進や被災労働者とその遺族の援護を図るために、3つの事業を行っています。

それぞれの事業については、必要性や効率性などを徹底的にチェックし、毎年見直しを行っています。



種 類	事業の内容
社会復帰促進事業	義肢・車いす、その他補装具の購入・修理費の支給、せき髄損傷など20の傷病の後遺障害に対するアフターケアなどを行っています。
被災労働者等援護事業	被災労働者の遺児などへの学資の支援、労災特別介護施設の運営などを行っています。
安全衛生確保等事業	アスベスト等による健康障害防止対策(アスベスト作業従事離職者の健康診断など)、過重労働・メンタルヘルス対策、倒産した企業の労働者に未払賃金を立替払いする事業などを行っています。

### ③ その他 (918億円)

①・②のほか、労災保険給付を行うための業務や労災保険料の徴収を行うための業務に必要な人件費、事務費、労災保険料の精算返還金などに支出しています。

### ④ 翌年度への繰り越し (1,998億円)

※ 労働保険料と併せて納付していただいた「アスベスト健康被害救済法に基づく一般拠出金」(86億円)は労災保険給付の対象とならない方の石綿(アスベスト)による健康被害の救済給付に使われています。

※ 石綿関連疾患のご遺族の方に請求を急ぐよう勧奨をお願いします(遺族補償給付の時効は5年です。)

## 労災保険率設定の基本的考え方

- 労災保険率は、労働保険徴収法等の規定に基づき、事業の種類ごとに設定。  
 労災保険率は、事業の種類ごとに、過去3年間の保険給付等に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、過去3年間の災害率等、社会復帰促進等事業及び事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮し定めると規定されている（徴収法第12条第2項、徴収令第2条）。  
 この規定に基づいて、平成17年3月25日に制定された「労災保険率の設定に関する基本方針」に従って設定。
- 労災保険率の改定は、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会での検討を経て決定。
- 労災保険率の要素

労 災 保 険 率 を 構 成 す る 要 素		保険率(1/1000)
業 務 災 害 分	短期給付分…療養補償給付、休業補償給付等 <u>純賦課方式</u> （事業の種類により異なる料率） 一定期間（3年間）の収入と支出が均衡するように算定	※ 2.4
	長期給付分…年金たる保険給付等 <u>積立金方式</u> （事業の種類により異なる料率） 労災事故の責任は労災事故発生時点の事業主集団が負うべきであるという観点から、災害発生時点の事業主集団から将来給付分も含め、年金給付に要する費用を全額徴収する考えで算定  <u>将来給付分は、積立金として保有</u>	※ 1.6
非業務災害分（通勤災害及び二次健康診断等給付分）（全業種一律）		0.6
社会復帰促進等事業及び事務の執行に要する費用分（全業種一律）		1.1
過去債務分（積立金過・不足の調整分）（全業種一律）		▲0.3

平均労災保険率は5.4/1000  
 （最低3/1000～最高103/1000）

※業務災害分（短期給付分及び長期給付分）は、全業種の平均

労災保険率表

(平成21年4月1日改定)

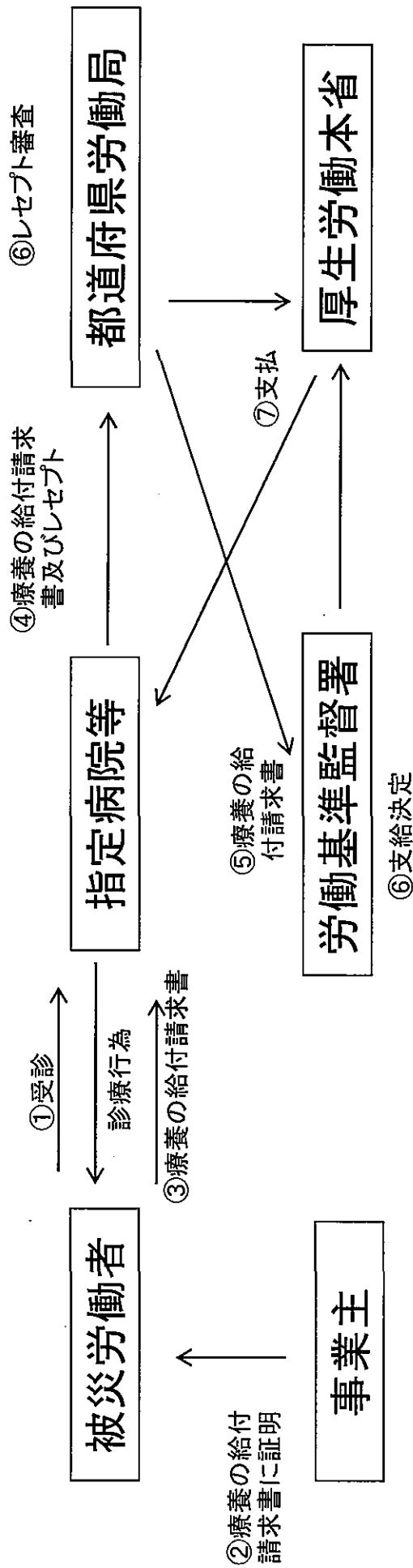
事業の種類	事業の種類	労災保険率	
林業	林業	1000分の 60	
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の 32	
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の 41	
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。 )又は石炭鉱業	1000分の 87	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の 30	
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の 6.5	
	採石業	1000分の 70	
	その他の鉱業	1000分の 24	
	建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の103
建設事業	道路新設事業	1000分の 15	
	舗装工事業	1000分の 11	
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の 18	
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1000分の 13	
	既設建築物設備工事業	1000分の 14	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の 9	
	その他の建設事業	1000分の 19	
	製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1000分の 6.5
		たばこ等製造業	1000分の 5.5
		繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の 4.5
木材又は木製品製造業		1000分の 15	
パルプ又は紙製造業		1000分の 7	
印刷又は製本業		1000分の 4.5	
化学工業		1000分の 5	
ガラス又はセメント製造業		1000分の 7.5	
コンクリート製造業		1000分の 14	
陶磁器製品製造業		1000分の 18	
その他の窯業又は土石製品製造業		1000分の 26	
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)		1000分の 7	
非鉄金属精錬業		1000分の 8.5	
金属材料品製造業(鋳物業を除く。)		1000分の 7.5	
鋳物業		1000分の 19	
金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)		1000分の 11	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)		1000分の 7.5	
めつき業		1000分の 6	
機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)		1000分の 6.5	
電気機械器具製造業		1000分の 3.5	
輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)		1000分の 5	
船舶製造又は修理業		1000分の 23	
計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)		1000分の 3	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		1000分の 4	
その他の製造業		1000分の 7.5	
運輸業		交通運輸事業	1000分の 5
		貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1000分の 11
		港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1000分の 12
		港湾荷役業	1000分の 17
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の 3.5
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 12	
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 13	
	ビルメンテナンス業	1000分の 6	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の 7	
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の 3	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の 4	
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の 3	
	その他の各種事業	1000分の 3	
		船舶所有者の事業(*)	1000分の 50

\*平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)により、船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されるに伴い「船舶所有者の事業」を新設した。



# 労災補償給付(療養(補償)給付)の流程の流れ(例)

## ○診療を受けた病院が労災指定病院等の場合



## ○診療を受けた病院が労災指定病院等でない場合

